



令和8年度 全国労働衛生週間の実施に当たって 石川労働局長メッセージ

全国労働衛生週間は、労働者の健康確保と快適な職場環境づくりを推進するため昭和25年から続く全国的な運動であり、本年で77回目を迎えます。

今年度は、

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」
をスローガンに、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として実施します。

近年、労働者の高齢化や働き方の多様化が進む中、健康診断の有所見率の上昇、治療と就労の両立支援、女性の健康課題への対応、熱中症や腰痛などの労働災害防止、さらにはメンタルヘルス対策の推進など、職場の健康管理をめぐる課題はますます多様化しています。

また、令和7年の労働安全衛生法等の改正を踏まえ、令和10年4月からは、全事業場におけるストレスチェックの実施が義務化される予定です。加えて、治療と仕事の両立支援の推進や熱中症対策の強化など、事業者求められる取組も拡大しています。

労働者一人ひとりの健康は、企業の持続的な成長を支える重要な経営基盤です。特に中小・小規模事業場においては、地域産業保健センターや産業保健総合支援センターなどの支援制度も積極的に活用しながら、健康管理体制の充実を図ることが重要です。

さらに9月は「職場の健康診断実施強化月間」です。定期健康診断の確実な実施はもとより、医師の意見聴取や健康診断結果に基づく就業上の措置など、事後措置の徹底についても改めてご確認ください。

事業者の皆さまにおかれましては、この全国労働衛生週間を契機として、自社の労働衛生活動を総点検するとともに、メンタルヘルス対策、熱中症予防対策、化学物質の自律的管理、治療と仕事の両立支援などに積極的に取り組んでいただき、誰もが健康で安心して働ける職場づくりを推進していただきますようお願いいたします。

令和8年9月

石川労働局長 常盤 剛史